

整理番号

湯浅町長 殿

地方税法附則第59条第1項の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請します。

1	1 申請者名等 (以下の項目について、ご記入をお願いします。)												
申請者	住所在	所 E地 <sub>電話番号</sub>	和哥 号 0737 ( 64	山県有田郡湯浅町大字青木668番地1 )1106 携帯電話 ( )				請年月日	令	·和	2年	7月	15日
	氏 名 名 称					※職員記入欄	通信日付印 申請書番号 処理年月日						
	年度	税目	納期限	税額	本税以外 (延滞金等)	納付書番号等		3	善予:	を希望	する期	間	
納付	2	国民健康 保険税	2.7.31	円 35,000		246813	納其	閉限の翌日か	·6	2 · 12	2 · 31	まで	5 月間
又は納入	2	固定資産税· 都市計画税	2.7.31	30,000		123465	納	期限の翌日	ð i Š	2 · 1	2 · 31	まで	5月間
			•				納其	朝限の翌日だ	βí	•	•	まで	月間
すべ							納其	朝限の翌日だ	βí	•	•	まで	月間
き 税							納其	朝限の翌日だ	'nδ			まで	月間
		合 言	†	<sup>①</sup> 65,000	2								
		型コロナウイル 感染症等の影響		□イベント等の自粛	で収入が減少 🗌	外出自粛要請で収	又入	が減少	その	他の理	曲で収	入が減少	)

# 2 猶予額の計算(書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。) (注)会計ソフト等で作成した試算表などで代用いただいても構いません。

(1) 収入の減少の状況等

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

	項目	令 和 2年(当年)			前年同		
	供日	3月	4月	6月	3月	4月	
		円	円	円	円	P	
ıl	売上	300,000	200,000	350,000	750,000	350,000	
収 入							
	小計	300,000	4) 200,000	⑤ 350,000	⑥ 750,000	⑦ 350,000	
	仕入	55,000	30,000	50,000	150,000	60,000	
	販売費/ 一般管理費	20,000	11,000	21,000	80,000	35,000	
支							
出	借入金返済	100,000	0	0	100,000	0	
	生活費	100,000	80,000	150,000	110,000	80,000	
	小計	9 275,000	121,000	① 221,000	440,000	175,000	

収入減少率	
1-(③÷⑥) 1-(④÷⑦) 1-(⑤÷⑧) のうち最大の ものを記載	
60	%

6月

550,000

550,000 250,000

110,000

150,000

510,000

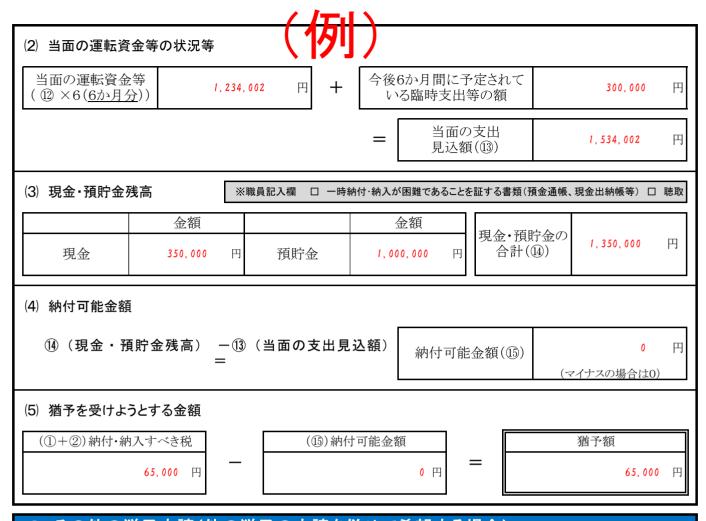
0

	支出平均額	Į
	(⑨+⑩+⑪ ÷記入月	
12)	205, 667	田

(注)売上などを「収入」に、仕入、販売管理費/一般管理費、借入金返済などを「支出」に記入ください。なお、減価償却費など、実際に 支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。また、申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

※職員記入欄 🛘 事業収入の減少等の事実があることを証する書類(売上帳、給与明細、預金通帳等) 🗘 聴取

税理士	和歌山	次郎	和	電話番号	0737-62-2530
署名押印					税理士法第30条の書面提出有



## 3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せて希望する場合)

- □この申請が許可されなかった場合(※)は、他の猶予制度(換価の猶予)の適用を希望します。
- ※ 例えば、収入の減少率が低いときはこの申請は許可されませんが、他の猶予制度(換価の猶予)により猶予を受けられる場合がありますので、職員から他の猶予制度についてご案内します。

## 《「収入の減少」とは…》

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業をされている方の収入が前年同期間に比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

### 《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

- ・ <u>申請頂いた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、</u> <u>ご協力をお願いします。</u>
- ・本件の猶予申請の許可又は不許可の結果については、通知書でお知らせします。

和歌山県 湯浅町